

**「ふるさと学び舎指定短期入所生活介護事業所」(併設型・空床型)**  
**「ふるさと学び舎指定介護予防短期入所生活介護事業所」(併設型・空床型)**  
**重要事項説明書**

1. 事業の目的と運営方針

事業所は、介護保険法令の趣旨に従って、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、意志及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の提供により、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

2. 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	ふるさと学び舎指定短期入所生活介護事業所 ふるさと学び舎指定介護予防短期入所生活介護事業所
所在地	秋田県由利本荘市土谷字新谷地 1 5 7 番地
指定番号	秋田県指定 第 0570515346 号
サービス提供地域	由利本荘市（旧本荘市の全域）*その他の地域の方もご相談ください

(2) 当事業所の職員体制

※( )内は短期入所事業所

職 種	配置人数	勤 務 体 制
管 理 者	1	8 : 45 ~ 17 : 45
嘱 託 医	1	14 : 00 ~ 16 : 00 (毎週火、金曜日)
生 活 相 談 員	1	8 : 45 ~ 17 : 45
管 理 栄 養 士	1	8 : 45 ~ 17 : 45
機能訓練指導員	1	8 : 45 ~ 17 : 45
看 護 職 員	4 ( 1 )	7 : 00 ~ 16 : 00 (早番) 8 : 00 ~ 17 : 00 (日勤) 8 : 30 ~ 17 : 30 (遅番)
介 護 職 員	3 3 ( 8 )	7 : 00 ~ 16 : 00 (早番) 8 : 45 ~ 17 : 45 (日勤) 10 : 00 ~ 19 : 00 (準遅) 13 : 00 ~ 22 : 10 (遅番) 22 : 00 ~ 7 : 10 (夜勤)

※看護職員は当番にて夜間待機体制をとり、緊急時に対応します。

但し、業務の都合上必要がある場合は、変更することがあります。

### (3) 設備概要

定員		20名（他、空床利用型）	トイレ	各室1箇所
居室	個室	20室（1室15.94~20.25㎡）	共同生活室	2箇所
一般浴室		各ユニットに1箇所	特殊浴室	1箇所

## 3. サービス内容

### (1) 介護保険給付対象サービス

次のサービスについては、滞在費・食費を除き、通常9割（～7割）が介護保険から給付されます。

#### ①（介護予防）短期入所生活介護計画の作成

利用期間が連続して4日間以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、（介護予防）短期入所生活介護計画を作成します。

#### ② 食事

栄養並びに利用者の身体状況・嗜好を考慮した食事の提供を、適切な時間に行います。また、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂等で食事を摂ることを支援します。

朝食 7:00～8:00

昼食 12:00～13:00

夕食 17:30～18:30

#### ③ 入浴

7日間の利用で、2回以上入浴していただきます。ただし、利用者の状態に応じて、清拭等になる場合があります。

#### ④ 介護

（介護予防）短期入所生活介護計画に沿って下記の介護を行います。

食事・着替え・排泄等の介助、おむつ交換、整容その他日常生活上の世話

#### ⑤ 機能訓練

介護計画に沿って、機能訓練室等にて訓練を行います。

#### ⑥ 相談及び援助

利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は利用者の家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な援助を行います。

#### ⑦ 健康管理

日常の健康相談や定期的な血圧・体温の測定など、常に利用者の健康状態に注意し、必要に応じて、健康保持のための適切な措置を行います。

#### ⑧ 理美容サービス

月に1回、理美容サービスがご利用いただけます。料金は別途かかります。

⑨ レクリエーション等

施設内において、様々な活動を実施しております。また、行事によって別途参加費のかかる場合もあります。その都度担当よりご説明させていただきます。

4. 利用料等

サービスを利用した場合の「基本サービス費」は以下の通りです。お支払いいただく自己負担額は、原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額になります。

(1) 基本サービス費

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日当たりの自己負担額	529円	656円	704円	772円	847円	918円	987円

※上記料金は、1割負担分の料金になります。

(2) その他の介護保険給付対象サービス加算

- ① 機能訓練加算 12単位 (円/日当たり)  
専従の機能訓練指導員を1名以上配置している場合
- ② 看護体制加算Ⅰ 6単位 (円/日当たり) ※要支援の方は対象外  
常勤の看護師を1名以上配置している場合
- ③ 夜勤職員配置加算Ⅱ 18単位 (円/日当たり) ※要支援の方は対象外  
夜勤を行う職員配置基準を1名以上超えて職員配置をしている場合
- ④ 送迎加算 184単位 (円/片道)  
利用者の自宅と事業所間の送迎を行う場合
- ⑤ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ {一か月利用日数×(基本単位+加算単位)×140/1000単位}  
※別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定(介護予防)短期入所生活介護事業所が(介護予防)短期入所生活介護サービスを行った場合
- ⑥ 療養食加算 8単位 (円/日当たり)  
療養食を提供した場合(医師が必要と認めた場合に限る)

(3) 食費

市町村民税非課税の方で、「介護保険負担限度額認定証」が交付されている方は、認定証に記載されている負担限度額となります。

階層	1日当たり
第1段階	300円
第2段階	390円
第3段階①	1,000円
第3段階②	1,300円
第4段階	1,445円

#### (4) 滞在費

食費と同様に、市町村民税非課税の方で、「介護保険負担限度額認定証」が交付されている方は、認定証に記載されている負担限度額となります。

階層	1日当たり
第1段階	880円
第2段階	880円
第3段階①	1,060円
第3段階②	1,060円
第4段階	1,060円

#### (5) その他の費用について

- ① 理美容代 実費（理美容事業者に直接お支払いいただきます）
- ② 利用者の選定により提供するもの 実費（外食に係る費用、レクリエーションや余暇活動等に係る費用、日用品及び嗜好品等に係る費用等）

#### 5. サービスの中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、利用者又は利用者の家族の都合により、（介護予防）短期入所生活介護の利用中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。
- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- ③ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

#### 6. 利用料金のお支払方法

利用料は、1月ごとに計算し、翌月の10日前後に請求いたします。請求された月の末日までに、次のいずれかの方法でお支払いをお願いします。

- ① 事業所へ直接現金での支払い
- ② 事業所の指定口座への現金振り込み

#### 7. 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、別紙「家族連絡先」に記載されているご家族の方に速やかに連絡いたします。

#### 8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、当該利用者の家族、市町村、関係機関等への連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。

## 9. 身体拘束等の適正化について

利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを原則とします。ただし、緊急やむを得ない理由により身体拘束をせざるを得ない場合には、利用者及び利用者の家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

## 10. 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

利用者の人権擁護、虐待防止のために、研修等を通して従業者の人権意識や知識の向上に努め、利用者の権利擁護に取り組める体制の整備に努めます。

利用者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等の業務マニュアルを整備し、従業者教育を行います。

## 11. ハラスメント対策

適切なサービス提供を確保するため、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした行動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化及び必要な措置を講ずるものとします。

## 12. 守秘義務

事業所及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及び利用者の家族に関する秘密を正当な理由がなく、又利用者及び利用者の家族の了解を得ることなく第三者に漏らすことはしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

## 13. サービス内容に関する相談・苦情

サービスに関する相談・要望・苦情等はサービス提供責任者か下記窓口までお申し出下さい。

ふるさと学び舎指定短期入所生活介護事業所及び ふるさと学び舎指定介護予防短期入所生活介護事業所 受付担当者：加藤 聡 苦情解決責任者：須田 満穂 電話番号：0184-28-1165 受付時間：9：00～17：00（月曜日～金曜日）
--

当事業所以外に、由利本荘市の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

※行政機関その他苦情受け機関

由利本荘市福祉保健部 長寿支援課	電話番号	0184-24-6321
国民健康保険団体連合会	電話番号	018-862-3850
秋田県福祉サービス相談支援センター	電話番号	018-864-2726
にかほ市市民福祉部 子育て長寿支援課	電話番号	0184-32-3042

※第三者委員

佐藤 治円	電話番号	0184-22-5760
武田 千代	電話番号	0184-22-3386
黒坂 周	電話番号	018-832-7324

14. 防災および非常災害対策

- (1) 防災対応 消防計画に基づき対応します。
- (2) 防災設備 自動火災報知設備、スプリンクラー、屋内消火栓等を備えております。
- (3) 防災訓練 年2回以上、防災（通報・消化・避難誘導等）訓練を実施します。
- (4) 防火管理者 加藤 聡

15. 業務継続計画

事業所は、感染症や非常災害が発生した場合に、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、従業員に対し当該計画の周知を図るとともに定期的な研修及び訓練等の必要な措置を講ずるものとします。

16. 事業所経営法人

法人名称 社会福祉法人 中央会  
代表者 理事長 藤井 蘭子  
法人本部所在地 〒015-0041  
秋田県由利本荘市薬師堂字一番堰38番地1  
電話番号 0184-24-3711  
法人設立 昭和53年3月25日

17. 第三者評価の実施状況について

第三者評価実施の有無	無
------------	---

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の提供開始に当たり、契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明し、交付しました。

令和 年 月 日

事業者

所在地：〒015-0055

秋田県由利本荘市土谷字新谷地157番地

名称：社会福祉法人 中央会

ふるさと学び舎指定短期入所生活介護事業所及び

ふるさと学び舎指定介護予防短期入所生活介護事業所

説明者：氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、契約書および本書面により、事業者から短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）について重要事項の説明を受け、受領しました。

利用者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

身元引受人

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印